

災害時の医療について



西条市医師会会員
西条市救急業務懇話会・
災害プロジェクトチーム
副院長
石井 博

災害医療とは、「医療の資源

源すべてをもつてしても対応できない程の人数が医療を受ける必要がある時」であり、被災人数が医療で受け入れられる人数を超えた際のこと（被災人数V医療機関で治療できる人数）を示します。皆さんがご存じの災害は大地震ですが、バス事故や電車事故、火災等も同様に災害です。

■トリアージとは

このような際には医療資源が相対的に足りないために被災された方の全員に対して平時と同じように医療を行うことができず、応急手当により救命できる可能性のある方から優先して治療を行う必要性があります。これらを判断する方法が

「トリアージ」です。一定の訓練を受けた者が「トリアー

ジ」を行い、診察および治療の順番を決定します。皆さんもテレビ等で赤、黄、緑、黒の色がついたカードを被災者の手につけ、治療の優先度を決定する訓練（トリアージ訓練）を見られたことがあると思います。災害医療の際にはトリアージが重要な部分なので、パニックとならないように各病院で訓練は繰り返し行われています。

トリアージにて「赤」「黄」の場合には早期に治療を行う必要性があります。が、「緑」の場合には軽症のため積極的な治療を急ぐ必要がないことを意味しています。もしトリアージにて「緑」となった場合には軽症であることをご理解いただき、治療に対して慌てないように用心構えをお願い申し上げます。

■災害時の救急医療体制の確立に向けた取り組み

平成12年12月、合併前の旧

西条市では、適切な救急医療体制を確立するために、西条市消防本部および西条市医師会内の市内3病院で西条市救急業務懇話会を設立しました。

合併後の新西条市では、市立周桑病院も加わり4病院となりました。医療従事者と西条市消防本部の救急救命士が顔の見える関係を維持し、救急活動を円滑に行うことを目的とし活動しています。

この中で平成20年から、南海大地震等に対応可能となることができるように「災害プロジェクトチーム」を設立し、災害医療についての活動を行ってきました。

阪神大震災や東日本大震災の対応を教わりながら、災害医療に関する訓練を受けた救命士、医師、看護師などが消防署内や各病院内での訓練を行い、少しずつではありますが、災害が発生した際の対応が準備されています。

本年3月には済生会西条病院と西条市消防本部で、多数傷病者発生時の災害医療合同訓練を初めて行う予定として

います。さらに、平成22年度から愛媛県では災害拠点病院を整備

し各種訓練等を行ってきました。平成24年度からは2次医療圏域（西条・新居浜圏域）において地域災害医療対策会議を立ち上げ、「災害医療コ

ーディネーター」を災害拠点病院および各公立病院の担当医師に依頼設置し、保健所を中心とし災害時に適切に医療が提供できるように実際の活動を開始しました。

■災害に備えたお願い

残念ながら、災害は予測することが不可能と言われています。そのため発生した際には、被害を最小限にする努力が必要となります。

地震発生時に建物が倒壊しないように補強すること、タンス等が倒れて動けなくなる

ないことを予防するための固定、二次的に火災を発生させないための初期消火、津波の場合には高所に避難することなどが、その努力となります。まず自分の身体は自分で守り、自分の身体が大丈夫であ

ること、そして、他の人を補助する態勢ができていれば災害も十分対応可能となります。私たち医療機関は災害発生時に対策本部を設置し、通常の診療から災害医療に変更いたします。その際には「トリアージ」を用いた医療資源の適切な分配を施行する予定です。

皆さんにおかれましては災害発生時の医療機関は不足している医療資源の中で救命のための活動を行っていることを理解していただき、医療機関を適切に利用していただけるようご協力をお願いしたいと存じます。

常日ごろから災害が発生した際には「備えあれば憂い無し」の心構えで十分な準備をお願い申し上げます。

災害時の医療体制への
ご理解・ご協力をお願いします

